

3. 地方拠点強化税制の対象拡大

地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充・延長

(国 税) 法人税、所得税
(地方税) 法人住民税、事業税

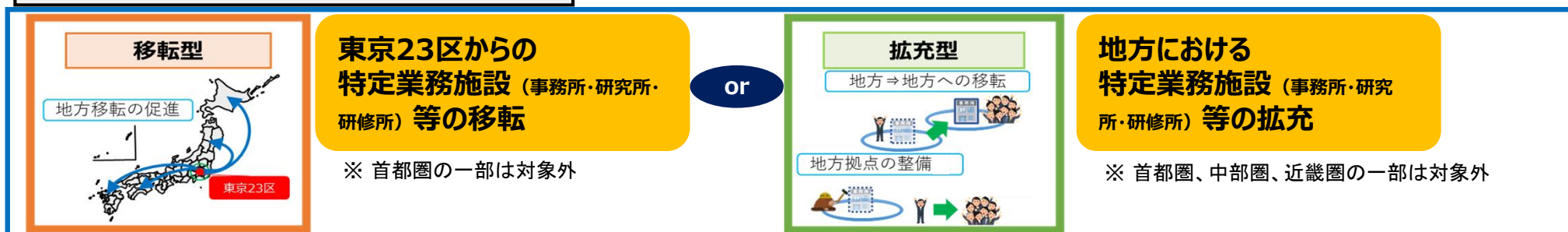
令和 6 年度税制改正要望の結果

地方と東京圏との転入・転出均衡に向け、**適用期限を 2 年間延長**（令和 8 年 3 月 31 日まで）するとともに、**女性・若者・子育て世代にとって魅力ある雇用の創出**にむけ、制度の対象となる**事業部門の追加や子育て施設の対象への追加等**を実現。

<拡充内容>

- 税制の対象に、**インサイドセールス（電話やオンラインツールを活用した事業所内での営業）や企業の管理業務（調査企画、経理等）受託事業等を実施する事務所***を追加。
※現行制度の対象となる事務所は、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、情報サービス事業部門、その他管理業務部門のために使用されるもの。
- 事務所・研究所・研修所に加え、**保育施設等の子育て関連施設を税制の対象に追加（地域再生法を改正）**。
- 移転型の転勤者要件（雇用増の過半数を東京23区からの転勤者とする*）を、現行は事業開始年度について求めているところ、**事業供用開始日から 1 年間に変更**。
※加えて、計画期間を通じ、雇用増の1/4を東京23区からの転勤者とする必要がある。
- 施設を新設する場合の雇用促進税制の対象期間について、現行は認定年度から 3 年度間であるところ、**事業供用開始年度から 3 年度間に変更**。

（参考）地方拠点強化税制の概要



措置内容

オフィス減税：

建物等の取得価額に対して税額控除等

※①適用対象資産の取得価格合計額が大企業3,500万円以上、中小企業1,000万円以上である必要あり。
②適用対象資産の取得価格合計額のうち本税制措置の対象となる金額は80億円が限度。

雇用促進税制：

増加した従業員に対して税額控除

※税額控除の対象となるのは、正規雇用の労働者。

and/or

税額控除 **7%**（移転型）／ **4%**（拡充型）

or

特別償却 **25%**（移転型）／ **15%**（拡充型）

税額控除 **最大 90万円**（移転型）／ **最大 30万円**（拡充型）
(1人当たり) (3年間で**最大170万円**)

地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の拡充

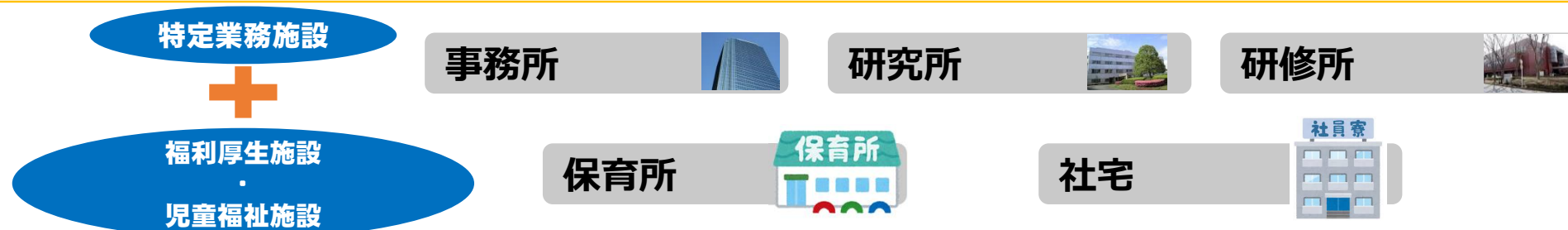
概要

- 地方における雇用の創出に当たっては、社員の居住環境や子育て環境についても、東京圏等と比較して遜色のない環境を整備する必要がある。
- 企業の地方移転及び地方拠点の強化を後押しする「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」について、特定業務施設（事務所、研究所、研修所）の整備と併せて、**特定業務施設の従業員の社宅及び特定業務施設の従業員の児童の保育所等を整備する事業も含むよう定義を見直し、支援措置へ追加。**

改正の内容

① 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の定義の見直し【第5条第4項第5号】

特定業務施設の整備と併せて行う事業で、従業員の寄宿舍、社宅等の福利厚生施設又は従業員の児童に係る保育所等の児童福祉施設（特定業務児童福祉施設）を整備する事業を定義に追加



② 認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象を拡大【第17条の6】

地方公共団体が固定資産税等の課税免除又は不均一課税をした場合の減収額に対する地方交付税による補填の対象に、特定業務施設に加え、特定業務児童福祉施設を追加

※以下③、④についても、条文の改正はないものの、定義の見直しに伴い対象が拡大

③ 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度の対象を拡大【第17条の3】

認定事業者が行う本事業の実施に必要な資金の借入れ等に係る債務保証の対象に、従業員の寄宿舍、社宅等の福利厚生施設、特定業務児童福祉施設を追加

④ 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例の対象を拡大【第17条の4、租税特別措置法※】（オフィス減税）

認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除の対象に、特定業務児童福祉施設を追加

※租税特別措置法については別途改正